

にく やさい くだもの てつづ
肉、野菜、果物は、手続きせずに
がいこく にほん も
外国から日本に持ってきてはいけません
だれ にほん おく
誰かに日本に送ってもらうのもいけません



くわしくはこちら



シャンチャン(香腸)



ネムチュア



やさい



くだもの

にほん も ほうりつ か ちくでんせんびょうよ ぼう ほう しょくぶつぼうえきほう
日本に持つたら、法律(家畜伝染病予防法・植物防疫法)により
も す
● 持ってきたものは捨てられます
ばつ す
● 罰せられことがあります



まん えん ばつ きん
300万円までの罰金 や、
ねん けい む しょ い
3年まで刑務所に入れられる
ことがあります

も がいこく にほん おく まえ
持つてきたいときは、外国から日本に送る前に
にく どうぶつけんえきしょ やさい くだもの しょくぶつぼうえきしょ そだん
肉は動物検疫所へ、野菜や果物は植物防疫所に相談してください

といあわせさき

どうぶつけんえきしょ
動物検疫所
にく
(肉)



しょくぶつぼうえきしょ
植物防疫所
やさい くだもの
(野菜・果物)



MAFF
農林水産省